

令和7年

第9回 農業委員会総会（月例会）議案

令和7年8月7日

前橋市農業委員会

令和7年 第9回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和7年8月7日 午後2時01分
- ・閉会日時 令和7年8月7日 午後2時50分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一
21番 小林 要	22番 石井 真帆美	24番 猪岡 正一	

・欠席委員（1名）

町田 祐介

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也 副参事 井草 依早子 局長補佐 高山 幸治 係長 山田 正史
副主幹 望月 優至 副主幹 田部井 絢子 主任 田中 惇也 主事 山崎 佑香
嘱託員 福島 美咲

・農政課出席者

主任 中島 祐紀 主事 藤井 康平

・付議事件

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

・協議事項

(1) 農業振興地域整備計画変更案に対する意見聴取について

・報告事項

(1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
(2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
(4) 現況証明交付状況について
(5) 農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長

それでは、これより令和7年第9回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長
事務局長

◇(挨拶)

ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、23番 町田 祐介委員の1名であります。従いまして在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、令和7年第9回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。20番 狩野 富一委員、21番 小林 要委員、をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔をお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から16番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から16番許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から7番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

始末書の案件が多いようですが、経緯などは分かりますか。

山崎主事

令和7年6月に除外が下りた案件なので、件数が多くなっています。経緯までは確認していません。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号6番は、5条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から5番、7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から5番、7番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から45番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

議 長

なお、整理番号2番、16番、20番、34番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長

ご報告いたします。整理番号5条の2番、売買・有料老人ホーム・老人デイサービスセンター・

老人居宅介護等事業施設（訪問介護）の申請です。現地・面接調査案内図は、1 ページから7 ページです。申請地は、市立わかば小学校から西約800mに位置し、北側は農地、西側は道路、南側は農地、東側は水路に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は4ページをご覧ください。面接には、申請法人の関係者と、代理人の行政書士が来られました。申請法人は、新前橋町に本社を構え、群馬県内を主に老人ホームを運営する法人で、市内では元総社町に有料老人ホーム30室、老人デイサービスセンター、朝倉町で有料老人ホーム35室、老人デイサービスセンターを運営しています。前橋市内で運営している有料老人ホーム、老人デイサービスセンターへの入所希望者が多く満床が続いているため、申請地に有料老人ホーム、デイサービスセンターを開設したく申請するものです。申請地の施設の概要は居室35室（入居人数35人）、デイサービスの人数は35人の予定とのことです。駐車場は、職員用、来客者用合わせ40台分を確保します。新施設の職員は、20名程で令和8年秋の開業に向けて、今後、募集するとのことです。他法令に係る手続き状況は、開発許可は8月の審査会で、高齢者施設の整備の手続きは終了しているとのことです。土地の造成は、西側道路の高さに合わせ東に向かって緩やかな傾斜をつけて整地し、アスファルト舗装を行います。境界の確定は済んでいるとのことです。周囲には、高さ1.2mのメッシュフェンスを設置します。雨水排水は、施設内に側溝を設置し、施設内で集水したのち、西側水路に放流します。汚水は合併浄化槽で処理し、西側水路に放流します。外灯は防犯灯程度の設置を検討しているとのことです。

以上のことから、調査班としては、施設の必要性が確認でき、被害防除対策がとられていることから許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の16番、売買、太陽光発電施設の申請です。現地・面接調査案内図は、8ページから16ページです。申請地は、宮城中学校から北約2.4kmに位置し、北側は宅地、西側は山林、南側は保安林と山林と農地、東側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する土地改良未実施の生産性の低い第2種農地です。現地案内図は13ページをご覧ください。面接には申請法人の関係者と申請代理人行政書士が来られました。申請法人は、東京に本社を置き、不動産業を主に都内を中心に街づくりに取り組んでいる法人です。年間の売上額は、2兆6千万円、従業員は、2,000人で、2030年にCO₂を40%に2050年にCO₂を0%にする計画とのことです。申請地には725wのパネル2,244枚を設置し、1,626.90kwの能力で発電します。発電した電気は東京の自己所有のビルの電力として利用するとのことです。東電とは託送に関する手続きは整っているそうです。撤去費用については、自己資金でまかなえるとのことです。申請地は、西から東に傾斜した南傾斜の土地のため、敷地内で切り盛りし、傾斜を整えるように整地し、パネルを設置します。大雨に備え、申請地東側には素掘側溝を設け、南東の端には、1,054.20m³の浸透処理施設を設置するとのことです。周囲には、1.2mの生垣と1.8mのフェンスを設置するとのことです。境界の確定は済んでいるとのことです。施設は、管理を外部委託し、年2回程度、草刈り等を行うとのことです。

以上のことから、調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の20番、売買、露天資材置場・露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、17ページから22ページです。申請地は、市立白川小学校から東約600mに位置し、北側は農地西側と東側は宅地、南側は山林に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第1種農地です。第1種農地の不許可の例外規定の既存施設の拡張に該当します。現地案内図は19ページをご覧ください。面接には申請人と申請代理人行政書士が来られました。申請人は、トレーラ車両の販売を手掛けており、従業員は8名で、年間の売上額は、約9000万円とのことです。富士見町小暮に既存の駐車場を確保しているが、トレーラ車両は一般車両よりサイズが大きく手狭なため、申請地の南隣接地の山林を取得し、露天資材置場・露天駐車場として

使用していますが、土地の形状が悪く、使い勝手が悪いいため、隣接する申請地を取得し、一体的に露天資材置場・露天駐車場として使用したく申請するものです。申請地には、来客用駐車場8台、従業員用駐車場13台の駐車場を確保し、展示用のトレーラ車両28台、大型コンテナや部品収納用のコンテナなどを置く予定とのことです。土地の造成ですが、現状のまま使用し、通路等、一部には砂利を敷くとのことです。雨水は自然浸透とのことです。周囲には、フェンスの設置は予定していないが、境界が分かるようなものを設置したいとのことでした。外灯は設置予定で、設置にあたっては周辺に配慮するとのことでした。境界の確定は済んでいるとのことです。

調査班としましては、駐車場及び資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の34番、売買、露天資材置場の申請です。現地・面接調査案内図は、23ページから32ページです。申請地は、市立永明小学校から南東に約600mに位置し、北側と西側は道路、南側は宅地と農地、東側は雑種地に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第1種農地です。「集落接続」に該当します。現地案内図は29ページをご覧ください。面接には申請法人の代表者と申請代理人が来られました。申請法人は、伊勢崎市に本社を構え、東京電力の地中電線工事を主な事業にしています。従業員は、15名、年間の売上額は、前年度で2億5千万円ほどとのことです。現在、伊勢崎市菰崎町に資材置場を借りているが、賃貸契約の期限を迎えるため、新しい資材置場を探していたところ、駒形バイパスに近く本社からも近い申請地を譲ってもらえることになったため申請するものです。申請地には、従業員用駐車場14台を確保し、工事用車両15台、重機5台、コンテナ4台、山砂、碎石を置く予定とのことです。土地の造成は、現状のまま整地し、碎石敷にするとのことです。雨水は自然浸透とのことです。現状ではフェンスの設置は予定していないが、周辺の住宅や施設に迷惑がかからないように対応したいとのことでした。外灯は防犯灯程度の設置を検討しているとのことでした。境界の確定は済んでいるとのことです。

調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

議長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

3番委員 整理番号23番は貸駐車場、貸事務所とのことですが、このような申請は認められるのですか。
望月副主幹 不動産業者が神奈川の事業者に貸すもので、神奈川の事業者は隣地に営業所を新たに設け、事業を開始したが、手狭なため不動産業者が駐車場と事務所を用意するものです。

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号8番は、4条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から7番、9番から45番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から7番、9番から45番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、先に審議を保留にしました農地法第4条の整理番号6番、農地法第5条の整理番号8番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹 ◇(説明)

山崎主事 ◇(説明)

議長 農地法第4条の整理番号6番、農地法第5条の整理番号8番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長 ご報告いたします。整理番号4条の6番、整理番号5条の8番、売買、露天駐車場の申請です。
(18番委員) 現地・面接調査案内図は、33ページから41ページです。申請地は、市立桂萱小学校から北約

300mに位置し、北側は道路、西側は農地、南側は河川、東側は宅地に囲まれた土地改良事業を実施した農地の広がる第1種農地です。「集落接続」に該当します。現地案内図は38ページをご覧ください。面接には申請人及び代理人が来られました。申請人は、定年退職後の第二の人生設計として、中古車販売業を立ち上げるため、令和6年に古物商許可証を取得しました。伊勢崎市に住む友人の事務所兼整備工場をベースにネット売買を多く活用し、競技車両や旧車の整備・製作を含めた中古車売買を主に行いたいとのこと。年間の売上額は、車10台、2,000万円を見込んでいたとのこと。中古車販売業を立ち上げるにあたり、販売車両を保管する露天駐車場を探していたところ、申請地を譲ってもらえることになったため、自己所有地と合わせて一体利用したく申請するものです。

申請地には、来客者用駐車場3台分、販売用車両24台分の駐車場を確保し、部品取り用の車両も置きたいとのことでした。土地の造成は、現状のまま整地し、全体的に砕石敷きにします。雨水排水は、自然浸透とします。境界の確定は済んでおり、外灯は防犯灯程度を設置予定で設置にあたっては周辺に配慮するとのこと。フェンス等の設置は予定しないとのこと。

調査班としましては、駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

議長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇ ◇(意見、質問等なし)

議長 ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第4条の整理番号6番、農地法第5条の整理番号8番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、農地法第4条の整理番号6番、農地法第5条の整理番号8番を許可とすることに決定いたします。

議長 なお、3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願います。

議長 次に、協議事項(1)農業振興地域整備計画変更案に対する意見聴取について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

中島主任 ◇(説明)

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

18番委員 今回の件は除外が必要ないのですか。

藤井主事 除外は必要です。また、農業振興地域からも外し、市街化編入するものです。民間事業者からの要請を受けたもので、亀里は2事業者、力丸は1事業者が利用する計画です。

議長 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農業振興地域整備計画変更案に対する意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇ ◇(挙手)

議長 全員賛成でありますので、協議事項(1)農業振興地域整備計画変更案に対する意見聴取については、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、38ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況 | 7件 |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況 | 20件 |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 7件 |
| (4) 現況証明交付状況について | 1件 |

議 長

また、報告事項（５）は、第８回総会において許可とした、法第４条の農地転用２件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。